

「成人向け雑誌・ゲームソフト」取扱いガイドライン

一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会加盟コンビニエンスストア各社はコンプライアンスに則り、健全な青少年育成及び社会形成を図るため「成人向け雑誌・ゲームソフト」の取扱いについて下記のとおり自主ガイドラインを定め、これを遵守する。

記

1. 各都道府県の個別指定図書類【ゲームソフトを含む】・表示図書類【識別マーク雑誌・CERO指定の18歳以上のみ対象ゲームソフト(Zソフト)】は取扱わない。
2. 前項「1」以外の雑誌については、各都道府県青少年育成条例などで定められた18歳未満者への販売・閲覧などの禁止に該当する雑誌及びそれらに類似する雑誌類を「成人向け雑誌」と呼称する。
3. 前項「2」で定義された「成人向け雑誌」について、「横面2ヶ所シール止め」されていない雑誌は販売しない。
4. 「成人向け雑誌」を陳列する際は、上下段ともに幅10cm以上の区分(仕切り)什器を導入し、表裏両面に「成人向け雑誌」の表示を行い、前面には「18歳未満者への販売・閲覧禁止」の表示板を取り付ける。
5. 「成人向け雑誌」をサンプルディスプレイに使用しない。
6. 18歳未満者への販売・閲覧防止に努め、年齢確認の徹底を図る。

〔年齢確認証明書〕

JFAでは、年齢確認証明書として次のとおり定める。

〔運転免許証、個人番号カード(マイナンバー)、健康保険証、年金手帳又は年金証書、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書、各種福祉手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)、タスポカード、学生証、住民基本台帳カード(個人番号カード取得まで有効)など〕

※いずれの証明書もコピーは不可とする。

※住民票は不可とする。

※マイナンバー通知カードは不可とする。

※法律で切り替えが認められている期間、外国人登録証明書も証明書として認める。

※タスポカード及び学生証は公的身分証明書と認められていないが、貼付されている写真で本人確認ができるため、年齢確認証明書として定める。

※上記、年齢確認証明書のデジタル版においても、デジタル版証明書に貼付されている写真で本人確認ができれば証明書として認める。

※写真無し証明書を提示された場合は、写真付きの証明書の提示を求めることができる。

【加盟会社一覧(順不同)】

(株)セイコーマート、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ファミリーマート、(株)ポプラ、ミニストップ(株)、山崎製パン(株)デイリーヤマザキ事業統括本部、(株)ローソン